

令和7年8月6日受付 肝付町議会事務局 第488号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

全 員 協 議 会 会 議 録

- 1 日 時 令和7年8月5日（火）午前9時25分開議 ～ 午前9時55分散会
- 2 場 所 議員控室
- 3 出席議員 13名（欠席：前原議員）
- 4 事務局職員 西迫事務局長・西森次長・小野原参事
- 5 説明員 なし
- 6 参考人 なし
- 7 会議に付した事件
 - 1) 令和7年度肝付町一般会計補正予算（第3号）についてに関する説明
 - ① 肝付町学校給食センター空調設備・屋根塗装工事について（給食センター）
 - ② 校務用端末ウイルス対策ソフトライセンス及び熱中症対策備品購入について（教育総務課）
 - ③ 熱中症対策備品購入_気化式冷風機・大型扇風機・工場扇の購入について（生涯学習課）

説明内容

- ① 肝付町学校給食センター空調設備・屋根塗装工事について（説明：給食センター長）

目的：調理員の熱中症予防と労働環境改善のため。
 空調設備工事:調理室に業務用パッケージエアコンを2セット新設し、室内温度の上昇を抑制する。
 屋根塗装工事:建物の屋根に遮熱塗装を施し、室内への熱流入を抑え、空調効率の向上を図る。
- ② 校務用端末ウイルス対策ソフトライセンス及び熱中症対策備品購入について（説明：教育総務課長）

ICT環境整備：教職員用端末のOSをWindowsからChrome OSへ移行するにあたり、操作習熟期間中の負担を軽減するため、Windows用ウイルス対策ソフトのライセンス（136台分）を1年間延長購入する。
熱中症対策備品：町内小中学校の体育館等に、気化式冷風機及び大型扇風機を配備し、児童生徒の活動環境を改善する。
- ③ 熱中症対策備品 気化式冷風機・大型扇風機・工場扇の購入について（説明：生涯学習課長）

目的：施設利用者の熱中症対策のため。
 町体育館、第二体育館、やぶさめの里健康広場などに、気化式冷風機及び大型扇風機を配備する。

質疑応答

質疑（益山議員 → 給食センター長）

質問：給食センター調理室の現状の温度と、エアコン設置後の目標温度、および屋根遮熱塗装の効果はどの程度か。

答え：現状では室温が最高40度に達することもある。エアコン設置により30度以下を目指す。屋根塗装は、カタログ上では表面温度を5度程度下げる効果があるとされ、空調効率の向上に寄与すると考える。

質疑（益山議員 → 教育総務課長）

質問：体育館の冷風機は、夜間等に施設を利用する一般団体も使用できるのか。また、高価な備品であり、乱雑な扱いが懸念されるが、管理や利用者への指導はどうするのか。

答え：一般利用者も熱中症対策として使用していただきたい。利用者への説明会開催や、機器に分かりやすい操作手順・注意書きを掲示するなどして、適切な使用を促し、丁寧な管理に努める。

質疑（柳議員 → 教育総務課長）

質問：気化式冷風機は、1回の給水（50リットル）でどのくらいの時間使用できるのか。

答え：カタログでは、連続運転で約9時間の稼働が可能となっている。

質疑（松元議員 → 教育総務課長）

質問：ウイルス対策ソフトのライセンスを1年間延長することだが、Chrome OSへの完全移行の用途はいつか。

答え：夏休み期間などを利用して移行を促すが、教職員の負担も考慮し、来年3月末、年度末の教職員異動の時期を一つの区切りとして完全移行を目指したい。

質疑（宮後議員 → 教育総務課長）

質問：備品購入予算がカタログ定価のまま計上されているが、値引き交渉は行うのか。

答え：実際の購入時には、ボールが当たっても破損しないためのガードや保管用のカバー等も合わせて納入してもらう仕様で発注する。それらを含めても、予算額より低い金額で契約できると見込んでいる。

まとめ

記録的な猛暑に対応するための緊急的な熱中症対策と、学校のICT環境整備に関する補正予算案について協議が行われた。

特に、学校体育館等に導入される冷風機については、その効果とともに、一般開放時の管理方法や利用者のマナー徹底が重要な課題であることが確認された。執行部からは、利用者への周知と適切な管理体制を構築する旨の説明があった。

また、PCのOS移行に伴うライセンス延長については、教職員の負担を考慮した現実的な移行計画の必要性が示された。

今回協議された議案は、この後の臨時議会本会議へ提出される予定である。

肝付町議会議長 有 留 智 哉



令和7年8月6日受付 肝付町議会事務局 第489号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

全 員 協 議 会 会 議 録

- 1 日 時 令和7年8月5日（火）午前10時40分開議 ～ 午前11時20分散会
- 2 場 所 議員控室
- 3 出席議員 13名（欠席：前原議員）
- 4 事務局職員 西迫事務局長・西森次長・小野原参事
- 5 説明員 なし
- 6 参考人 なし
- 7 会議に付した事件
 - (1) 執行部からの説明（教育総務課）
 - (2) 行政産業視察研修について
 - (3) 第3回定例会における一般質問通告締切について
 - (4) 議会図書室の設置場所について
 - (5) 議員・委員会からの報告等
 - (6) その他
 - ① 知事と語る会（8月29日開催）について
 - ② 決算審査関係紙資料の請求について

説明内容

- (1) 執行部からの説明（教育総務課）
 - 第1回きもつきこどもサミットについて

開催概要：8月20日（水）午後1時15分より、きもつき町文化センターホールにて開催。
町内の小中学生代表と町長、教育長が登壇し、子どもたちの視点からまちづくりに関する提案や議論を行う。

目 的：子どもの自己肯定感を育み、主権者意識や地域愛の醸成を目的とする。

傍 聴：議員や行政関係者、報道機関のほか、一般の方も傍聴可能。
- (2) 行政産業視察研修について

産業・福祉委員会での協議内容として、和歌山県串本町（民間ロケット事業）と大阪万博が候補地として挙げられたことが報告された。
- (3) 第3回定例会における一般質問通告締切について

例年、町長の就任があった場合、9月定例会で所信表明が行われておりました。その際は、所信表明を受けてから一般質問を準備する期間を考慮し、通告の締め切りを所信表明の数日後に設定するという申し合わせをしておりました。
- (4) 議会図書室の設置場所について

地方自治法で設置が義務付けられている議会図書室が未設置である現状が報告された。活用されていない現在の応接室を廃止し、図書室として整備する案が提示された。
- (5) 議員・委員会からの報告等

特になし
- (6) その他
 - ① 知事と語る会（8月29日開催）について

肝属地区の活性化を考える議員有志の会が主催する「知事と語る会」への参加案内が共有された。

鹿屋市議会に確認したところ、この会への参加は公務扱いではないとのことである。
したがって、本町議会としても同様の扱いとし、公務ではない形での参加となる。

- ② 決算審査関係紙資料の請求について
決算審査における関係資料について、紙での提供をする議員の確認を行う。

質疑応答・意見

- (2) 行政産業視察研修について
複数の議員から、鹿児島県南種子町（JAXA宇宙科学技術館）や宮崎県新富町（地域商社の先進事例）など、他の候補地が提案された。
視察先は1つに絞るべきか、複数のテーマ（宇宙関連と地域創生など）を組み合わせるべきかについて意見が交わされた。
日程調整の都合上、速やかに行き先を決定すべきだとの意見が出された。
- (6) その他
① 知事と語る会への参加について
総務文教委員会の視察と日程が重複しているため、参加が困難であるとの指摘があった。
「公務ではない活動の案内を議会事務局が取りまとめるのは適切か」という点について議論がなされた。

決定事項

- (2) 行政産業視察研修
視察先：多数決の結果、和歌山県串本町に決定。
日 程：1泊2日で調整を進める。
- (3) 第3回定例会における一般質問の通告締め切り
8月の臨時議会で所信表明が完了したことを踏まえ、通告締め切りを定例会前の議院運営委員会の前日とすることで決定。
- (4) 議会図書室の設置
現在の応接室を廃止し、そのスペースを議会図書室として整備することを決定。
- (5) 議員・委員会からの報告等
特になし
- (6) その他
① 知事と語る会への参加
本件は公務扱いとせず、参加の取りまとめは議長が行うことで決定した。
- ② 決算審査資料の配布
希望する議員に対し、必要な資料を紙媒体で配布することを決定。
全部の資料提供：7名 一部資料の提供：1名

まとめ

「子どもサミット」の開催計画が説明されたほか、議員の政策立案能力向上のための行政視察先として和歌山県串本町が決定された。また、議会運営の効率化を図るため、一般質問の通告締め切りの前倒しや、長年の懸案であった議会図書室の設置場所の確定など、複数の重要事項について確認された。外部団体からの「知事と語る会」の案内への対応についても議論され、議会としての適切な関与のあり方が確認された、実りある協議会であった。

肝付町議会議長 有 留 智 哉



令和7年9月1日受付 肝付町議会事務局 第304号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

全 員 協 議 会 会 議 録

- 1 日 時 令和7年8月28日（木）午前10時00分開議 ～ 午前11時40分散会
- 2 場 所 議員控室
- 3 出席議員 13名（欠席：田布尾議員）
- 4 事務局職員 西迫事務局長・西森次長・小野原参事
- 5 説明員 なし
- 6 参考人 なし
- 7 会議に付した事件
 - 第1号 9月定例会の日程について
 - 第2号 一般質問等の取り扱いについて
 - 第3号 諸報告書の提出期限について
 - 第4号 委員会の日程について
 - 第5号 定例会付議事件について
 - 第6号 陳情書等の取り扱いについて
 - 第7号 議員派遣について
 - 第8号 執行部からの説明
 - 第9号 議員・委員会からの報告等について
 - 第10号 その他

- (1) 肝付町民生委員推薦会委員の推薦について

議長あいさつ

ただいまより全員協議会を開会いたします。本日は9月定例会前の全員協議会にお集まりいただきありがとうございます。連日暑い日が続きますので、皆様体調管理には十分ご注意ください。また、本日のニュース等でも台風の卵の発生が報じられており、9月には台風の襲来もあるかと存じます。防災面につきましても十分ご注意いただければと思います。では早速協議に入りたいと思います。

説明内容・協議結果・決定事項など（質問・意見含む）

本日行われた全員協議会では、9月定例会の準備や様々な課題について活発な議論が交わされました。主な議題と各議員からの意見・質問、および執行部からの回答は以下の通りです。

第1号 9月定例会の日程について

・日程: 9月3日（水）初日、9月25日（木）、26日（金）中日、9月29日（月）最終日。会期は27日間。開会時間は全て午前10時。

第2号 一般質問等の取り扱いについて

・通告者: 4名が通告を提出しており、9月25日（木）に2名、26日（金）に2名が一般質問を行う予定。
・柳議員からの質問と意見: 自身の一般質問項目「町の安全対策について」に関して、昨年12月に説明がなされており、結論が出ている可能性もあるため、状況によっては質問を取り下げる意向を示しました。建設課長との事前協議の必要性を述べ、取り下げの場合は事務局への連絡を求められました。

第3号 諸報告書の提出期限について

・所管事務調査報告書および会期継続調査申し出書は、9月22日（月）17時までに事務局へ提出。

第4号 委員会の日程について

- ・全員協議会: 9月19日(金) 午前10時から。
- ・総務文教委員会: 9月17日(水) 午前10時。
- ・産業福祉委員会: 当初9月16日(火) 午前10時と予定されていたが、委員長からの申し出により、説明担当者の都合で9月18日(木) 午前10時に変更。
- ・議会広報委員会: 9月19日(金) 議会運営委員会終了後。
- ・議会運営委員会: 9月19日(金) 全員協議会終了後。
- ・決算審査特別委員会: 9月定例会に提出される各会計歳入歳出の認定審査のため設置。

第5号 定例会付議事件について

- ・提出議案: 当局から20件の議案が提出予定。
 - ・報告第3号(健全化比率等): 町長・総務課長が報告、質疑は行わない。
 - ・同意第1号、第2号(教育委員会委員の任命): 町長の説明後、質疑・討論・起立採決を一件ごとに行う。
 - ・認定第1号～7号(各会計決算認定): 特別委員会を設置し、審査を付託。
 - ・議案第38号～40号(条例の一部改正): 町長・各課長の説明後、質疑・討論・採決。
 - ・議案第41号、42号(消防ポンプ積載車等取得): 町長・各課長の説明後、質疑・討論・採決。
 - ・議案第43号(7年度一般会計補正予算第4号): 町長・総務課長の説明後、質疑・討論・起立採決。
 - ・この議案に含まれる「備品購入(37,000円)」について、通話録音装置1台の購入が説明されました。これはカスタマーハラスメント等の電話対応における職員保護のため、議会事務局からの要望で計上されたものです。
 - ・議案第44号～47号(特別会計補正予算): 町長・健康増進課長・福祉課長の説明後、質疑・討論・起立採決。
 - ・最終日: 監査委員の同意案件(質疑・討論・起立採決を一件ごと)、条例改正(質疑・討論・採決を一件ごと)。
 - ・選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙: 推薦で行い、議長が指名。

第6号 陳情書等の取り扱いについて

- ・2件の陳情が提出されました。
 - ・「2025年原水禁国民平和の指示賛同のお願い」(提出者: 福丸裕子さん)
 - ・「核兵器廃絶行政に関する要請について」(提出者: 原水爆禁止九州ブロック連絡会議議長他)
- ・いずれも文書配布の形が取られます。

第7号 議員派遣について

- ・和歌山県串本町への行政産業視察:
 - ・期間: 10月2日、3日(1泊2日)。対象: 全議員。
 - ・ロケット発射場周辺には立ち入りできないが、串本町の職員が説明と案内を行う予定。
 - ・現在、旅行会社とのスケジュール調整中。
- ・郡町村議会議長会議員大会及び全議員研修:
 - ・期間: 10月24日(南大隅)。対象: 全議員。
 - ・南大隅町の地域おこし協力隊が作成した映画鑑賞と、その隊員による講演が予定されています。
- ・議会広報研修会: 期間: 11月6日(鹿児島市)。対象: 議会広報委員会の委員。
- ・町村議会議長全国大会及び郡町村議会議長会正副議長行政産業研修:
 - ・期間: 11月10日～13日(神奈川県、千葉県、東京都)。対象: 議長、柳副議長。
 - ・神奈川県の山北町では、議会運営の先進地視察が予定されており、研修資料は後日議員に配布するとのこと。
- ・県町村議会議長会理事会: 期間: 11月20日(鹿児島)。対象: 議長。

第8号 執行部からの説明

- ・同意第1号、第2号 教育委員会委員の同意について
 - ・任期満了に伴い、福迫 美恵子さんと鶴田陽三さんの2名の教育委員の再任が提案されました。
- ・補正第3号 予算流用について
 - ・教育総務課長より、8月9日の臨時議会で承認されたウイルス対策ソフト使用料について、当初ライセンス取得に使用料で計上していたが、サーバー設定作業を伴うため「業務委託料」として流用した旨の報告がありました。
- ・議案第43号 令和7年度一般会計補正予算第4号(物価高騰対策重点支援給付金事業の不足額給付)
 - ・税務課長より、令和6年度に実施された所得税と個人住民税の定額減税に伴う調整給付事業に関連し、当初の給付額と確定申告後の本来給付額との差額が生じた場合に不足額を給付する事業について説明がありました。

- ・対象ケースは大きく分けて2つ: 所得減によるケース（令和5年所得より令和6年所得が減った場合）と、扶養親族の増加によるケース（令和6年中に子供が生まれるなど）が説明されました。
- ・予算額: 歳出は対象者1500名を見込み、通知郵送等の需要費・役務費で76.5万円、扶助費で4460万円。全額国からの交付金で補填されとのこと。
- ・固定資産税の還付について
 - ・税務課長より、過去に遡り水産業協同組合法に基づく漁業協同組合等が所有する倉庫に対し、地方税法の非課税規定の解釈誤りにより誤って課税していたことが判明したため、還付を行う旨の説明がありました。
 - ・発覚経緯: 漁協の内部監査と問い合わせにより判明。内浦漁協では還付対象物件はなかったが、高山漁協の3件の倉庫が還付対象と判明。
 - ・還付額: 平成17年度から令和6年度までの20年分の税金、還付金8,612,600円と還付加算金4,499,200円を合わせ、合計13,111,800円を計上。
 - ・富永議員からの質問: 発覚時期について質問があり、税務課長は漁協からの問い合わせで判明したと回答。
 - ・前原議員からの質問: 水産業関連施設以外の事業体で非課税対象となる倉庫の有無について質問があり、税務課長は今後調査を進める意向を示しました。
 - ・柳議員からの質問: 納めた税額（3189万円）と還付額（1311万円）の差額について質問があり、税務課長は納めた税額は非課税物件以外の税金も含む総額であり、還付金は3件の倉庫分であると説明しました。
 - ・益山議員からの質問: 還付加算金の金利について質問があり、税務課長は**年5%**であると回答。
 - ・再発防止のため、全棟調査を通じて厳密な確認作業を進め、適正な賦課業務に努めるとのこと。
- ・地域活性化企業人制度の活用について
 - ・林務水産商工課長より、総務省の地域活性化企業人制度（副業型）を活用し、専門知識を持つ人材を外から招聘して観光振興を図る目的が説明されました。
 - ・具体的な役割: 観光資源の再評価・魅力発掘、観光戦略の企画立案、SNS活用による情報発信強化、観光メディア・旅行会社との連携強化など。
 - ・予算額: 報酬に50万円（特別地方交付税対象）、旅費に53万2千円を計上。期間は10月から3月までの6ヶ月間。
 - ・益山議員からの質問:
 - ・なぜ東京から招聘するのかについて質問があり、担当者から「制度自体が3大都市圏在住者が対象」であると説明。
 - ・人材の紹介元について質問があり、担当課長は「日本三大最大手の旅行会社に勤務経験のある、観光に精通した方を検討中」と回答。
 - ・過去の類似事業が成果不明で終わった例を挙げ、地元の優秀な人材を活用することや、事業期間が1年限りではないかとの懸念を示し、具体的なプロジェクト計画と成果報告を求めました。
 - ・町長からの回答:
 - ・国の制度を活用するものであり、3大都市圏からの人材活用が要件であると説明。地元人材については別の制度での活用も検討していると述べました。
 - ・富永議員からの質問:
 - ・地域おこし協力隊との関連性について質問があり、林務水産商工課長は「企業人制度は民間企業社員を活用するもので関連はない」と回答。
 - ・招聘される人材が「現在も観光事業に携わっているか」について質問があり、担当課長は「現在も観光事業に携わっている」と回答。
 - ・木村議員からの意見: 地域の魅力を発信するのが苦手な現状に対し、プロの人材を活用することで、新たな視点から町の良さを引き出し発信する事業であるとし、成果報告を期待する旨の賛同意見を述べました。
 - ・議長からの質問:
 - ・事業期間について当初6ヶ月間とし、その後検討するとされたが、令和8年度までの事業として実施していく意向が示されました。
 - ・宇宙関連部署や観光部門との連携を強化していく意向が示されました。
 - ・情報発信については、企業人からの提案を活かしてより効果的に進めるとのこと。
 - ・この事業が市町村政研修会の講演に影響されたものではなく、それ以前から検討されていたことが説明されました。
 - ・益山議員からの意見: 6ヶ月という期間では短すぎるのではないかと懸念に対し、最終的に「令和8年度まで事業を実施していく」と林務水産商工課長から回答がありました。
 - ・益山議員からの要望: 成果については必ず議会の場で報告してほしいとの約束を求め、担当課長は「成果がまとまった時点で報告したい」と回答しました。

第9号 議員・委員会からの報告等について

- (1) 肝付町議会委員会条例の一部を改正する条例
- (2) 肝付町議会会議規則の一部を改正する規則
- (3) 肝付町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- (4) 肝付町議会広報の発行に関する規定の一部を改正する規程
- (5) 肝付町議会広報編集要綱の一部を改正する要綱
- (6) 肝付町議会録音テープ保管及び取扱規程の一部を改正する規定
- (7) 肝付町議会図書室設置管理規則の制定

・これらの7つについては、議会運営委員会が6月からの閉会中の継続調査の中で、改正や見直しを諮問し、議会運営委員会で決定されたもので、全ての項目は9月19日の全員協議会で協議される予定ですので、これらの条例・規程等に目を通しておくよう説明があった。

(8) 松元麗子議会モニターからの意見書への対応について

・議会運営委員会で協議し、「反問権」に関する事項は、引き続き議会運営委員会で協議されることになり、これまでの議会モニターからの意見は、「議会共有議員共有」フォルダー内の「議会モニター意見」フォルダーで閲覧可能であり、議員は目を通しておくよう説明があった。

(9) 議会基本条例第11条第3項の運用について

・第11条第3項で一般質問等で町長等が検討を約束した事案について、半年ごとに書面にて議会への検討結果の報告を求めることができると規定されています。制度を活用した方がいいのではないかという考えもありまして、議会運営委員会の中で協議をしたことを報告し、是非やっていこうということとなり、様式を事務局の方で作ってみました。議会の日程、質問事項内容、答弁者、答弁内容と抜粋というような形になり、早速運用することとなった。

定例会最終日までに、所定の様式により議会事務局の方に提出をお願いします。

・益山議員からの意見:

議員の判断で提出してよいのかや半年以上経過して提出してもよいのかという質問に対して、議員の判断で良いし、半年以上経過して提出しても良いとの回答がありました。

(10) 令和7年度行事予定について

・議員が予定を立てる際の参考に、年間行事予定案が配布されました。これはあくまで案であり、変更の可能性があるとのこと。

(11) 傍聴者との意見交換の実施について

- ・議長より、9月定例会の傍聴者との意見交換会について、これまでの実施方法と理想との間に「ずれ」が生じているとの認識から、議長（または議長と副議長）のみの少人数での実施を提案。
- ・その理由として、傍聴者から意見を聞くだけでなく、議会側からも様々な話をしてみたい、また、意見交換の質疑応答の範囲や内容について再考する時期であるとの考えを示しました。

(12) 緊急連絡先の届出について

- ・議長より、議員が公務中に事故や病気になった場合、議会事務局が緊急連絡先を把握している必要性が強く出ているとして、緊急連絡先の届出を提案。
- ・柳議員からの意見: 入院時など必ず連絡先が必要になるため、ぜひ実施してほしいと賛同。
- ・中原議員からの質問: 「緊急」の定義（例：入院）と、連絡先が町内在住者に限られるのか、町外の家族（例：息子）でも良いのかについて質問。
- ・議長と議員間の協議:
 - ・緊急連絡先は、議員が公務で連絡が取れなくなった場合や、緊急事態が発生した場合に連絡を取る相手として考えている。
 - ・連絡先とする人物は、議員本人の判断に委ねることで合意。「この人にしとけば何とかなるだろう」という基準でよいとされました。
 - ・原則2名の登録を申し合わせ事項に含めること、また、議会事務局で年1回程度の確認を行うことで合意しました。

第10号 その他

(1) 肝付町民生委員推薦会委員の推薦について

・執行部から、肝付町民生委員推薦会の議員推薦について案内があり、現在の吉原産業福祉委員長に引き続きお願いすることで合意。吉原議員を推薦することになりました

肝付町議会議長 有 留 智 哉



令和7年9月24日受付 肝付町議会事務局 第341号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

全 員 協 議 会 会 議 録

- 1 日 時 令和7年9月19日（金）午前10時00分開議 ～ 午前12時15分散会
- 2 場 所 議員控室
- 3 出席議員 13名（欠席：田布尾議員）
- 4 事務局職員 西迫事務局長・西森次長・小野原参事
- 5 説明員 なし
- 6 参考人 なし
- 7 会議に付した事件
 - (1) 執行部からの説明
 - ① 監査委員の選任について
 - ② 普通財産の処分について
 - ③ 肝付町農業振興センター令和6年度事業報告について
 - ④ 選挙管理委員の改選について
 - (2) 選挙管理委員会委員選挙について
 - (3) 肝付町議会委員会条例の一部改正改正等について
 - (4) 議員・委員会からの報告等について
 - (5) その他

議長あいさつ

本日の協議会では執行部からの説明事項と、議員定数削減に伴う条例・規則改正等について協議を行う旨を説明。田布尾議員より欠席届の提出があった。

説明内容・協議結果・決定事項など（質問・意見含む）

（1）執行部からの説明

① 監査委員の選任について

・説明内容（町長）

- ・現監査委員の任期は9月末までであるが、後任者の選任は12月議会に議案上程する予定。
- ・監査機能の停滞を防ぐため、地方自治法第197条の規定に基づき、**後任者が選任されるまでの間、現監査委員に職務を継続してもらう。**
- ・この措置について、現監査委員本人から了解を得ており、改めて議会の同意を得る必要はないため、本協議会で説明するものである。

・質疑応答

- ・特になし。

・協議結果

- ・上記説明内容について、議員一同で了承した。

② 財産の処分について（普通財産の処分）

・説明内容（総務課長）

- ・町が保有する未利用財産（特に土地）について、将来の利用が見込めないものは売却を進める方針である。
- ・**現状と課題**：施設の除却等により空き地が増加し、草刈りなどの維持管理費が増加傾向にある。財源確保の観点からも、積極的な処分が必要である。
 - ・「普通財産処分事務取扱要綱（案）」を新たに策定し、継続的に売却に取り組める事務の流れを整備する。

- 売却は一般競争入札を原則とするが、隣接地所有者への売払いなど、限定的な場合は随意契約も可能とする。
- 入札が不調に終わった場合、2回目以降の入札では前回の最低売却価格から30%を限度として減額調整できる規定を設ける。これは他の自治体の事例を参考にしたものである。
- この減額措置は、市場原理を反映させるための合理的なプロセスであり、適正な対価を求める地方自治法には抵触しないと判断している。
- 今後の進め方: 現在、売却の可能性がある土地を10筆程度選定中であり、順次手続きを進めていきたい。
- 質疑応答の要旨
 - 減額パターンの決定方法: 個別の土地の状況に応じて、担当者と町長・副町長などが協議して決定する。安易な値下げはしないよう配慮する。
 - 要綱の施行時期: 10月1日を目指している。
 - 売却のスピード化: 移住希望者向けに迅速な対応が求められるとの意見に対し、事務手続きの煩雑さや買い控え防止の観点から、入札の間隔を3ヶ月程度設けることは妥当と考えている。
 - 売却前の検討: 売却対象とする土地は、事前に庁内関係課で有効活用の余地がないか検討し、利用見込みがないことを確認した上で手続きを進める。
 - 周知方法: 町のホームページや回覧に加え、移住希望者向けに企画調整課と連携し、空き家バンク等も検討する。
 - 申込資格: 外国企業等からの申し込みがあった場合は、「町長が不適当と認めたもの」という要綱の規定に基づき、庁内で十分に検討し判断する。
- 協議結果
 - 質疑をもって説明を終了した。

③ 一般財団法人肝付町農業振興公社の令和6年度事業報告

- 説明内容（農業振興課長、事務局長）
 - 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく事業報告。
 - 就農者育成事業（研修農場での野菜栽培等）、研修生支援、受託促進事業、農地利用集積事業、地産地消推進事業（学校給食への食材納入）などを実施した。
 - 令和6年7月31日付で新規就農研修生1名が研修を修了し、就農した。
- 質疑応答の要旨
 - 露地野菜の拡大: 露地野菜は大型機械の導入等で施設野菜と同等の資金が必要になるため、現時点で積極的に拡大する考えはない。
 - 新規研修生の受け入れ: 移住希望者からの研修希望について、各種条件をクリアすれば受け入れは不可能ではない。まずは農業振興課が相談窓口となる。
 - 地産地消事業の減少: 主要な契約農家が栽培をやめたこと等が原因で、取扱金額が減少している。
 - センターの目的: 最大の目的は新規就農者の育成である。
 - 議会からの決議への対応: 昨年の決算不認定に関する決議を受け、センター内では新たな品目の検討などを進めている。また、町としても収益性を見ながら新たな品目の実証実験を計画している。
- 協議結果
 - 質疑をもって報告を終了した。

④ 選挙管理委員の改選について

- 説明内容（選挙管理委員会書記長）
 - 現委員の任期満了に伴い、新たな委員および補充員の候補者を紹介した。

(2) 選挙管理委員会委員選挙について

- 協議結果・決定事項
 - 議長の提案により、選挙は行わず、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、議長が候補者を指名推薦することで合意した。

(3) 肝付町議会委員会条例の一部改正等について

- 説明・協議・決定事項
 - 委員会条例及び会議規則の一部改正: 議員定数が12名になったことに伴い、委員会の定数（6名へ）や、動議の賛同者数（1名へ）、会議録署名議員数（3名へ）などを改正する。本件は最終日の本会議に議案として提出することを確認した。署名議員を3名にするのは、閉会後の不測の事態（議員の逝去等）に備え、地方自治法が定める「2人以上」の署名を確保するためである。
 - 傍聴者規則の一部改正: 標準規則の改正に合わせ、受付方法の変更や、児童・乳幼児の傍聴に

議長の許可を不要とする改正を行う。原案のとおり可決された。

・議会だより発行規程の一部改正: 委員会条例改正に伴い委員数を6名に改正する。最終日に委員会条例が可決されたと同時に、本規程も改正することで合意した。

・会議録音媒体の取扱い規程の一部改正: 「録音テープ」との文言を、ボイスレコーダー等の電子媒体も含む「録音媒体」に改める。原案のとおり可決された。

・議会図書室設置管理規程の制定: 地方自治法に基づき、これまで未制定だった図書室の設置・管理に関する規程を新たに制定する。原案のとおり決定した。

・申合せ事項の変更: 緊急連絡先の届出について、「原則2名の連絡先を事務局へ届け出る」旨を明記する。本協議会で明記することを決定した。

(4) 議員・委員会からの報告等について

- ・出席議員: 特に報告なし

(5) その他

- ・基本条例第11条第3項に基づく検討結果要求書様式の保管場所等について

・[議員共有]>[各種様式_◆ダウンロードしてお使いください◆]内に格納してあるので、各自利用してください。

議員研修(和歌山県串本町視察)の行程に関する協議

・提起された問題

・益山議員より、研修行程が鹿児島→羽田→南紀白浜(和歌山)となっている点について、関西空港や伊丹空港を利用の方が合理的であり、経費の無駄遣いではないかとの指摘があった。

・議長、事務局長からの説明

・事務局長より、研修時間を最大限確保するため、視察先に最も近い南紀白浜空港を利用するルートを検討した結果、羽田経由が最短時間であったと説明。

・議長より、鹿児島から関西空港へのLCCは遅延・欠航リスクが高く、伊丹空港からの陸路(バス)は渋滞で時間が読めないため、旅行会社から確実性の高い羽田経由を提案されたと説明があった。

・協議内容

・伊丹経由のルートと比較して、羽田経由は1人あたり約1万円高くなることが報告された。

・議員からは、「電車移動を検討しなかったのか」「町民への説明責任が果たせない」「研修自体を中止すべき」といった厳しい意見が出された。

・一方で、「事務局が議員の負担等を配慮した結果であり、計画通り進めるべき」との意見も出された。

・議論が紛糾し、最終的に「①このまま行く」「②差額(1万円)を議員の自己負担で支払って行く」の2案で採決が行われた。

・決定事項

・採決の結果(挙手多数)、研修は実施するが、伊丹経由との差額分については議員が自己負担することが決定された。

・正確な差額については、改めて調査することとした。

以上をもって、全員協議会を閉会した。

肝付町議会 議長 有留智哉



令和7年9月25日受付 肝付町議会事務局 第347号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

全 員 協 議 会 会 議 録

- 1 日 時 令和7年9月25日（木）午前11時55分開議 ～ 午前12時40分散会
- 2 場 所 議員控室
- 3 出席議員 13名（欠席：田布尾議員）
- 4 事務局職員 西迫事務局長・西森次長・小野原参事
- 5 説明員 なし
- 6 参考人 なし
- 7 会議に付した事件
 - （1）行政産業視察（和歌山県串本町）について
 - （2）議員委員会からの報告等について
 - ① 陳情書等の取り扱いについて
 - ② 議会モニターの辞任について
 - （3）その他

議長あいさつ

全員協議会を開会します。本日は行政視察について協議します。よろしくお願いします。

説明内容・協議結果・決定事項など（質問・意見含む）

（1）行政産業視察（和歌山県串本町）について

事前説明

- ・局長より、事前研修資料について説明。
 - 資料は「宇宙のまちづくり推進課」が作成したもので、内之浦射場を核とした宇宙関連資源の活用による地方創生を目指す取り組みが紹介されている。
 - 基本戦略として、JAXA施設の民間解放、宇宙関連企業の誘致、観光・定住化の基盤整備などが長期計画に盛り込まれている。
 - 資料には、宇宙教育拠点化の方向性、ロケット打ち上げ時の観光客数、串本町の宇宙関連事業（民間射場、宇宙ふれあい施設「Sora-Miru」等）の概要が記載されており、詳細は各自で確認することとされた。
- ・事務局より、視察の行程、次第、見積書について説明。
 - 視察日程は前回提示の通り。串本町が作成した会次第では、10月2日午後3時30分からの視察研修を進めることについて記載されている。
 - 見積書は、議員からの要望により提示された。
 - 以前、視察費用の差額分を返納する案が出ていたが、調査の結果、寄付行為にあたるため実施できないことが報告された。

質疑応答・議論

- ・恒吉議員より、意見交換会への串本町議会の同席について質問があり、事務局から肝付町議員のみでの開催である旨の回答があった。
- ・前原議員より、航空機搭乗時のモバイルバッテリーやPCの扱いについて質問があり、事務局から手荷物として機内へ持ち込めば問題ないと回答された。
- ・益山議員より、見積書の名称が「ご旅行代金」となっている点を指摘。「旅行」ではなく「研修」であるため、今後は「研修料金」といった適切な表記にするよう事務局に改善を求めた。
- ・富永議員より、差額返納ができない件について住民への説明責任を質し、対応次第では視察を辞退する可能性を示唆した。

移動手段に関する議論と研修中止の決定

- ・議長より、移動手段の選定理由について説明。
 - ピーチ航空（関西国際空港利用）は遅延が多く、空港からの移動にも時間がかかること、伊丹空港からバスを利用する案は大阪市内の渋滞で時間が読めないこと、電車利用は乗り継ぎに時間がかかりすぎることを調査した。
 - 以上の結果から、「羽田空港を経由し、南紀白浜空港へ向かう」ルートが最善と判断したと説明した。
 - 益山議員より、議長が特定の航空会社について「遅れる」と公式の場で発言したことは、非常に失礼な発言であると批判した。
- ・議員より、議長の選定案および見積もりに対し強い疑義が表明された。
 - 提示された見積もりは、前回案（関空利用）より高額な伊丹空港利用に変更され、バスが中型になるなど「悪意を感じる」と指摘。
 - 自身でピーチ航空（関空利用）を前提に試算したところ、約3万5千円安価になる代替案を提示。安く上げる努力がされていないと批判した。
 - 旅行会社を1社からしか選定していないため競争原理が働いていないと指摘し、今後は複数社から見積もりを取るべきだと提案した。

議論の紛糾と研修の中止決定

- ・議員の指摘を受け、議長は自身の判断に自信がなくなったとして、研修のキャンセルを提案。
 - キャンセル料（約4万円）の責任は自身にあるとして、自らの12月期末手当を返上して充当したいと申し出た。
 - この提案に対し、議員から様々な意見が出された。
- ・【実施を主張する意見】：「全員で決めたこと」「今更キャンセルするのは相手方に失礼」として、予定通り実施すべき。
- ・【議長の責任負担に反対する意見】：「議長の独断で決めるべきではない」「責任は全員にあるため、キャンセル料は全員で平等に負担すべき」。
- ・【研修自体への疑問】：「ここまで揉めるなら行く必要がない」「リモートでも可能ではないか」との意見も出された。
 - 意見がまとまらないため、議長が「研修に行くか、キャンセルするか」について挙手による採決を諮った。
 - 採決の結果、本研修はキャンセルすることが決定した。

キャンセルに伴う今後の対応

- ・キャンセル料の負担について
 - 議長は改めて自身の期末手当で負担する意向を示したが、複数の議員から「議員全員の責任」として反対意見が相次いだ。
 - 中原議員から、負担方法については議長が独断で決めず、全員に諮り、賛同を得られる方法を検討するよう釘を刺され、議長もこれに同意した。
- ・相手方（串本町）への対応
 - 議長が責任をもって謝罪するとともに、後日リモートでの研修が可能か打診する意向を示した。
- ・今後の研修のあり方について
 - 複数の議員から、旅行会社の選定方法（複数社からの見積もり取得など）を確立し、同様の問題が再発しないよう改善を求める意見が出された。
 - 議長は、今後の研修のあり方について、改めて協議の場を設けると述べ、一連の混乱について謝罪した。

（2）議員・委員会からの報告等について

① 陳情書等の取り扱いについて

議員会からの報告について シルバー人材センターからの「地域社会に貢献するシルバー人材センターの新たな決意と支援の要望」について、文書配布となったことが報告された。

② 議会モニターの辞任について

議会モニターの辞任について 中原氏が選挙管理委員会の委員に就任するにあたり、議会モニター要綱の兼任規定に基づき、同モニターの辞任申し出があったことが報告された。

(3) その他

富永議員より、今回のキャンセルを良い機会と捉え、無駄を省くという意識を今後の活動に活かしていくべきだとの発言があった。

以上をもって、全員協議会を閉会した。

肝付町議会 議長 有留智哉

